

令和2年9月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木)午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 梶原 光宏
4番 園田 恭子 6番 河野千代美(副会長)
7番 安藤 慎八(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

3番 衛藤 榮一 4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和
6番 高浪 辰雄 7番 高倉 利子 9番 秋好 清広
10番 帆足 智己 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(相続)

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(時効取得)

報告第3号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

主幹(統括) 井野 俊夫

主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、ただ今より令和2年9月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、引き続き、マスクを着用しての会議となりますが、ご了承願います。</p> <p>それでは、着席して進めさせていただきます。</p> <p>なお、本日、事務局長と推進委員1名が町議会出席のため、欠席です。また、農業委員1名、推進委員3名から欠席の連絡がありました。</p> <p>それでは、会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局</p>	<p>農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、2番委員よろしくをお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字戸畑字異龍〇〇〇番、登記簿地目は田、面積1,789㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、7番会長です。以上1件です。</p>
<p>農業委員</p>	<p>それでは、番号1について説明させていただきます。</p> <p>9月6日に、推進委員と現地確認を行いました。土地の所在は、大字戸畑字異龍〇〇〇番、面積は1,789㎡です。〇〇〇〇〇〇より約200mの所に位置しています。この間の豪雨災害に</p>

	<p>あったところの農道を挟んで山側の所になります。現況は田で、譲受人がすでに耕作しております。譲渡人の希望で、売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、農機具の所有はトラクター、田植え機等あり、農業従事者は3名おり、耕作に問題ありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号非農地証明願いについて事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字帆足字盤若寺〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積331㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。非農地の事由は、亡父が昭和54年に転用許可を受け、自己住宅を建築していたのですが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、7番会長です。</p> <p>番号2、大字塚脇字梅迫〇〇〇番〇〇外1筆、登記簿地目は田、合計面積は365㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、亡父が昭和53年に転用許可を受け、造成を行っていたのですが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上、2件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を</p> <p>番号1 を 私が 説明します。</p> <p>番号2 を 6番委員 お願いします。</p>

農業委員	<p>番号1の調査結果を報告します。9月3日に、事務局と推進委員と申請者とで現地確認を行いました。土地の所在は大字帆足字盤若寺〇〇〇番〇。〇〇中学校より500mほど行った〇集落になります。昭和54年に申請人の父が家を建てるために、転用許可を得ましたが、地目変更をせずに今に至っているということです。今は、申請通り家が建っております。以上、報告を終わります。</p>
農業委員	<p>番号2の調査結果を報告します。9月4日に、申請者の代理人と事務局と推進委員とで確認しました。所在は、大字塚脇字梅迫〇〇〇番〇〇外1筆、〇〇〇〇の裏、町道〇〇線の〇〇〇〇〇の後ろの住宅地の奥になります。面積合計は、365㎡です。登記簿は田で、現況は宅地です。申請地は、昭和53年に農地法5条で転用許可を受けました。水道の配管も敷地内に引き込んで宅地造成までしていました。非農地化した土地であり、地目変更せずに今に至ります。非農地証明願いの対応になります。昭和53年に転用許可を受けたのは、申請者の父で、平成27年に申請者が相続し、所有権を取得しています。以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>推進委員から追加の報告はありませんか。</p>
推進委員	<p>当時、転用許可が下りていて、地目を変更していなかったということですので、特にありません。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようでしたら、採決に入ります。 議案第2号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号について、原案どおり許可し、証明書を交付します。</p>

議長	次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、3年未満が1件で4,159㎡です。以上です。</p>
議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	<p>全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号です。農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）が1件、届出されております。</p> <p>報告第2号です。農地法第3条の3第1項の規定による届出について（時効取得）が1件、届出されております。</p> <p>報告第3号です。農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人要件確認書が4件、報告されております。農地所有適格法人としての要件を満たしていることを事務局で確認しております。</p>
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会9月定例総会を閉会します。